

西宮市道路線認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく路線の認定、廃止又は変更に関し必要な事項を定め、もって道路網の適正な整備を図ることを目的とする。

(路線認定の対象道路)

第2条 一般通行の用に供する道路で、次の各号のいずれかに該当する道路を路線認定の対象とする。

- (1) 道路管理者が、築造又は築造予定の道路
- (2) 都市計画法に基づく事業により築造された道路で、道路管理者が、引継又は管理引継した道路
- (3) 私道の市道編入に関する基準(昭和60年9月12日実施)により、道路管理者が、寄付受納した道路
- (4) 国道又は県道の路線の廃止若しくは変更により、道路管理者が、市道として存置する必要があると認めた道路

(路線の認定)

第3条 前条に掲げる道路について、次の各号のいずれかの要件を満たすものは、市道として路線認定することができる。

- (1) 起点及び終点が、それぞれ公道に接続している路線
- (2) 起点又は終点のいずれかが公道に接し、かつ、他方が学校、公園その他公共施設に接続している路線
- (3) 起点又は終点のいずれかが公道に接し、かつ、他方は行止まりの状態であるが、車返しがあって、将来において公道に接続する可能性がある路線
- (4) 道路法第48条の13の規定に基づき、自転車又は歩行者専用道路等として指定できる路線

(路線名)

第4条 市道として認定する路線の名称は、原則として次表のとおりとする。

道路の区分	所在箇所	路線名
都市計画道路	市内全域	幹第 号線
上記以外の道路	本庁管内	西第 号線
	鳴尾支所管内	鳴第 号線
	瓦木支所管内	瓦第 号線
	甲東支所管内	甲第 号線
	塩瀬支所管内	塩第 号線
	山口支所管内	山第 号線

(路線の起点及び終点)

第5条 路線の起点及び終点は、原則として東西路線にあっては東側を起点に西側を終点とし、南北路線にあっては南側を起点に北側を終点とする。

- 2 路線の起点及び終点の表示は、原則として終点に向かって右側の地番によるものとする。

(路線の廃止又は変更)

第6条 路線が次の各号のいずれかに該当する場合、これを廃止又は変更することができる。

- (1) 道路の新設又は付替に伴い、路線の廃止又は変更することが適当と認められるとき
- (2) 都市計画法等に基づく事業施行に伴い、路線の廃止又は変更が必要と認められるとき
- (3) 付近交通の実情、沿道土地の環境の変化等及び地域住民の意向を総合的に勘案し、路線の廃止又は変更をしても、交通上支障がないと認められるとき

付 則

この要綱は、昭和60年9月12日から実施する。

付 則 (平成16年6月9日 法第101号改正による付則)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年10月27日から実施する。